

資 循 第 2 3 2 号
平成24年9月4日

我孫子市議会議長 川村 義雄 様

千葉県知事 森田 健作

放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管に関する再質問状
に対する回答について

平成24年8月24日付け我議第199号で質問のあったこのことについて、
別添のとおり回答します。

(問合せ先)

千葉県環境生活部資源循環推進課
資源循環企画室

TEL 043-223-2758

FAX 043-221-3970

我孫子市議会からの再質問状に対する回答

1. 最終処分場について

8月16日のご回答では、市民の不安を払拭することはできず、納得できるものではありません。

細野豪志環境大臣との確約といえども、口頭での約束では何ら保証されるものではなく、改めて、国と県との約束を公文書（覚書または確認書等）として取り交わすべきと考えますが、ご見解をお示しください。

また8月21日の新たな新聞報道では、国は「9月末までに宮城、栃木、茨城、千葉の4県で国有地を1カ所ずつ選び、最終処分場の候補地に指定する方針を公表した」とされています。具体的な候補地とスケジュールを早急にお示しください。

答

平成24年8月16日に回答（以下、「前回回答」という。）したとおりです。

2. 一時保管場所について

「一時保管にあたっては、各自治体の区域内で保管することを原則としつつ、それが困難な場合に提供するものであり、各自治体に対し継続的に保管場所の確保を進めるよう申し入れるとともに、県としても、必要な協力を行ってまいります」とのご回答がありました。県有地については検討されたようですが、国有地、市有地、東京電力用地等の民有地についての検討はされたのか、具体的にお示しください。

また、自区内処理が原則であるとお考えであれば、各自治体に対して保管場所の確保の支援等を積極的に進めるべきではないかと思いますが、ご見解をお示しください。

答

前回回答のとおりです。

3. 手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場について

「流域7市の下水処理を行う手賀沼終末処理場の下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されたことは、残念なことと考えています」とのご回答ですが、我孫子市民及び印西市民にとっては、単に残念なことではなく、まさに死活問題です。現時点でも、流域7市の高濃度放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰が平成24年7月末現在、1,700トン以上保管され、さらに毎月約140トンずつ増加し続ける状況にあり、我孫子市、印西市及び地元市民はすでに放射性物質の保管について、広域的な責任を果たしていると思いますが、改めて、県のご見解をお示してください。

また、「ごみ焼却灰の量を低減するための減容化処理の工夫などを検討してまいります」とのことですが、減容化処理により高濃度の放射性物質が発生する懸念があります。県のご見解をお示してください。

さらに、「ごみ焼却灰の一時保管は、平成26年度末までという期限を切って緊急的に行うものであり、その間においては、下水道事業に支障はないものと考えています」とのことですが、平成29年まで事業認可を受けている手賀沼終末処理場での年次整備計画及び「支障はないものと考えています」とする根拠を具体的にお示してください。

答

前回回答のとおりです。

なお、ごみ焼却灰の量を低減するための減容化処理に伴い高濃度化する場合であっても、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切な管理を行うこととなりますので、保管や最終処分の負担軽減が図られるものと考えています。

また、手賀沼終末処理場の施設整備にあたっては、効率的な整備を行う観点から、流域関連7市から流入する汚水量に合わせ段階的に整備を行っています。

下水道法第25条の3の規定による事業計画については、現在、平成27年度末までの計画について国の認可を受けておりますが、当該事業計画においては一時保管場所の区域に施設整備の予定はありません。

4. 実害及び風評被害について

ご回答では、「周辺への被害はないものと考えています」との楽観的な予測や、「いわゆる風評被害を生じさせないように努めてまいります」との一般的な努力表明に留まり、リスク管理や万一の場合の補償等、具体的な対応策が全く示されていませんので、再度、ご回答をお願いいたします。

答

今回の一時保管は、放射性物質が飛散・流出しないよう万全の体制を講じることとしております。しかし、万一、放射性物質が飛散・流出し周辺環境や農作物等に実害をもたらした場合には、県が責任を持って対応いたします。

5. 建屋の安全性について

「ごみ焼却灰を保管する仮設倉庫は、建築基準法に基づいた堅固な構造のものとし、一時保管にあたっては、県が責任を持って管理を行います」としてはありますが、気象庁発表の千葉県への竜巻注意報は、平成22年に13件、平成23年に10件、平成24年は8月7日までに5件ありました。最近の不順な天候では、何が起こるか分かりません。

そのような状況の中で、建築基準法の基準は、巨大台風や竜巻、大地震に対応するものとなっていますか、お示してください。

答

前回回答のとおりです。

6. 住民説明会について

「6月9日の住民説明会において、安全性については十分説明したと考えております」とのご回答がありましたが、説明を受けた住民は全く納得しておらず、説明会後に反対の看板が立てられるなど、反対運動が起こっています。県は何をもって「十分説明した」とお考えなのでしょうか、お示してください。

また、事業の進捗後の住民への説明ではなく、事前に対象地域を広げた丁寧な住民説明会を開催すべきと考えますが、ご見解をお示してください。

答

前回回答のとおりです。